

Question.

平成30年度の歯科診療報酬改定で導入された精密触覚機能検査とはどのような検査ですか？

質問者

(新潟県 M.I.さん 85回)

Answer.

今回の診療報酬改定で導入された神経麻痺に対する「精密触覚機能検査」(460点)について、概説いたします。

◆はじめに

精密触覚機能検査を算定するには、日本口腔顔面痛学会などが主催する講習会を受講した歯科医師による当該検査の実施が必須となります。また、実施に際し、専用の歯科用フィラメント(図1, 2)を購入し、厚生労働大臣が定める施設基準を満たしているとして、各地方の厚生局長等に届け出る必要があります。

現在、新潟病院は施設基準を満たし、講習会を受講した歯科医師が精密触覚機能検査を実施しています。

◆精密触覚機能検査の目的

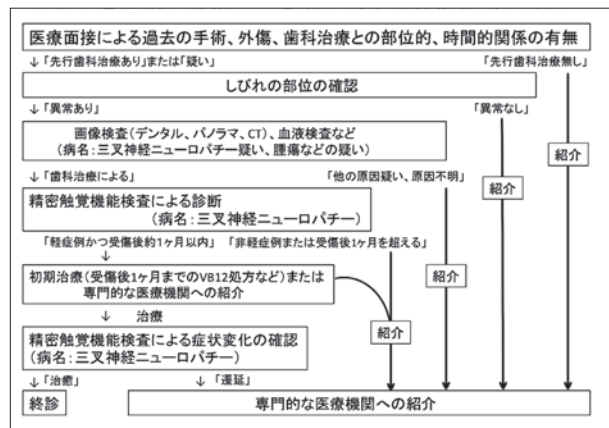
この検査は一見、ペインクリニックなどを専門に行っている歯科麻酔科などが実施する検査だと思われがちですが(私もそう思っていました)、実はそうではありません。

本検査の目的は、三叉神経障害後の患者が安全で有用な治療を受けられるように、最初に受診した医療機関(かかりつけ歯科医院)で適切な診断基準に基づき、正確なスクリーニング診断を行うことにより、速やかに望ましい治療に導くことです。

◆精密触覚機能検査の流れ

表に「しびれを主訴に来院した患者に対する保険診療の流れ」を示します。医療面接、画像検査などの後、歯科治療に起因する知覚異常を認めた場合に精密触覚機能検査を行います。精密触覚機能検査は、歯科用フィラメントを用いた10分程度の簡単な検査です(手技に関しては、必須の講習会を受けて

表 「しびれを主訴に来院した患者に対する保険診療の流れ」(精密触覚機能検査研修会資料を参考に作成)



身につけていただく必要があります)。精密触覚機能検査によって診断される病名は「三叉神経ニューロパチー」となります。その診断のもと、ビタミンB12処方などの治療を開始します。その後、再度精密触覚機能検査を行い、症状変化の確認をします(精密触覚機能検査は1月に1回に限り算定可能です)。

自院での治療が困難であれば、専門的な医療機関へ紹介していただくという流れになります。また、ここで示す専門的な医療機関には脳神経外科だけではなく、ペインクリニックを行っている歯科口腔外科や歯科麻酔科なども含まれます。

◆まとめ

精密触覚機能検査を導入するには、講習会の参加や専用機器の購入など、いくつかのハードルはありますが、施設基準を満たし、しびれを主訴に来院された患者がいましたら、検査を行っていただきたいと思います。

精密触覚機能検査が保険適用になったことにより、三叉神経領域の知覚異常で悩まれている患者が適切な診断のもとで、早期に治療を開始されることを期待します。



図1 歯科用フィラメント：10本セット



図2 2.0gのフィラメント

質問の回答者



とみた ゆうや
富田 優也

新潟生命歯学部 歯科麻酔学講座